

第447回

佐賀地方最低賃金審議会資料

佐賀労働局労働基準部賃金室

目 次

頁

1 佐賀県一般機械器具製造業関係最低賃金の改正決定に関する報告（写）	1
2 佐賀県電気機械器具製造業関係最低賃金の改正決定に関する報告（写）	4
3 佐賀県陶磁器・同関連製品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書（写）	7
4 一般機械器具製造業関係最低賃金決定状況一覧	10
5 電気機械器具製造業関係最低賃金決定状況一覧	11
6 陶磁器・同関連製品製造業最低賃金決定状況一覧	12
7 全国特定最低賃金決定状況一覧（一般機械器具）	13
8 全国特定最低賃金決定状況一覧（電気機械器具）	14
9 全国特定最低賃金決定状況一覧（窯業・土石製品製造業関係）	15
10 最低賃金審議状況（平成26年～令和6年）	16
11 佐賀県地域別最低賃金決定状況一覧	17
12 全国地域別最低賃金決定状況一覧	18
13 目安額の推移（平成24年～令和6年）	19
14 2025年特定（産業別）最低賃金の改正の意向表明について	20
15 令和6年度最低賃金周知広報状況	22
16 令和6年業務改善助成金交付決定実績	24
17 特定最低賃金決定・改正までのプロセス	26
18 佐賀地方最低賃金審議会特別委員会運営規程（案）	27

令和6年10月22日

佐賀地方最低賃金審議会

会長 甲斐 今日子 殿

佐賀地方最低賃金審議会

佐賀県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、農業用機械、建設機械・鉱山機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、その他の生産用機械・同部分品製造業最低賃金専門部会

部会長 安永 治郎

佐賀県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、農業用機械、建設機械・鉱山機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、その他の生産用機械・同部分品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年9月5日、佐賀地方最低賃金審議会において付託された佐賀県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、農業用機械、建設機械・鉱山機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、その他の生産用機械・同部分品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備等を図るため下記のとおり要望する。

また、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

1 価格転嫁がしやすい環境整備の推進

原材料価格の高騰や人件費の負担増に対して価格転嫁しやすい環境整備対策の一層の推進を図り、賃上げの原資確保に向けた取組を強力に実施すること。

2 最低賃金額以上の支払が厳しい企業に対する支援強化

業務改善助成金等の国及び県の助成金制度についてはその活用について広く周知に取り組みるとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がさらに活用しやすい制度となるよう改善に取り組むこと。

また、生産性向上に実効のあるさらなる支援の強化を実施すること。

区分	氏名	現職
公益代表	甲斐 今日子	国立大学法人佐賀大学 名誉教授
	松本 さぎり	松本公認会計士事務所 公認会計士・税理士
	安永 治郎	安永法律事務所 弁護士
労働者代表	岩井 佑二郎	U A ゼンセン佐賀県支部 主任
	小池 和明	日本労働組合総連合会佐賀県連合会 政策局長
	東島 美香	日本労働組合総連合会佐賀県連合会 副事務局長
使用者代表	内川 弘幸	株式会社戸上メタリックス 取締役製造本部長
	福田 信也	森鉄工株式会社 執行役員総務部長
	福母 祐二	佐賀県経営者協会 専務理事

(五十音順)

佐賀県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、農業用機械、建設機械・鉱山機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、その他の生産用機械・同部分品製造業最低賃金

1 適用する地域
佐賀県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内でポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業（冷凍機・温湿調整装置製造業を除く。以下同じ。）、その他のはん用機械・同部分品製造業、農業用機械製造業（農業用器具を除く）、建設機械・鉱山機械製造業（建設用ショベルトラック製造業を除く。以下同じ。）、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、農業用機械製造業（農業用器具を除く）、建設機械・鉱山機械製造業、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業又はその他の生産用機械・同部分品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用主に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,010円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

法定どおり

令和6年10月18日

佐賀地方最低賃金審議会

会長 甲斐 今日子 殿

佐賀地方最低賃金審議会

佐賀県発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電球・電気照明器具、電池、その他の電気機械器具、通信機械器具・同関連機械器具、電子計算機・同附属装置、電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業最低賃金専門部会

部会長 甲斐 今日子

佐賀県発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電球・電気照明器具、電池、その他の電気機械器具、通信機械器具・同関連器具、電子計算機・同附属装置、電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年9月5日、佐賀地方最低賃金審議会において付託された佐賀県発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電球・電気照明器具、電池、その他の電気機械器具、通信機械器具・同関連機械器具、電子計算機・同附属装置、電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備等を図るため下記のとおり要望する。

また、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

1 価格転嫁がしやすい環境整備の推進

原材料価格の高騰や人件費の負担増に対して価格転嫁しやすい環境整備対策の一層の推進を図り、賃上げの原資確保に向けた取組を強力に実施すること。

2 最低賃金額以上の支払が厳しい企業に対する支援強化

業務改善助成金等の国及び県の助成金制度についてはその活用について広く周知に取り組むとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がさらに活用しやすい制度となるよう改善に取り組むこと。

また、生産性向上に実効のあるさらなる支援の強化を実施すること。

区分	氏名	現職
公益代表	安徳 弥生	西九州大学 健康福祉学部社会福祉学科 学科長教授
	甲斐 今日子	国立大学法人佐賀大学 名誉教授
	早川 智津子	国立大学法人佐賀大学 経済学部 教授
労働者代表	諸富 敬悟	パナソニックインダストリー労働組合 中央執行委員長 (兼)佐賀支部執行委員長
	矢ヶ部教馬	日本労働組合総連合会佐賀県連合会 副事務局長
	吉原 昭治郎	戸上電機労働組合執行委員長
使用者代表	西岡 剛志	佐賀県中小企業団体中央会 専務理事
	浜村 圭介	株式会社SUMCO生産本部九州事業所 九州総務部長
	原 正明	日清紡マイクロデバイスAT株式会社 取締役

(五十音順)

佐賀県発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電球・電気照明器具、電池、その他の電気機械器具、通信機械器具
・ 同関連機械器具、電子計算機・同附属装置、電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品
・ デバイス・電子回路製造業最低賃金

1 適用する地域

佐賀県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電池製造業、その他の電気機械器具製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業、電子デバイス製造業、電子部品製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電池製造業、その他の電気機械器具製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業、電子デバイス製造業、電子部品製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業又はその他の電子部品・デバイス・電子回路製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 996円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

令和6年10月23日

佐賀地方最低賃金審議会
会長 甲斐 今日子 殿

佐賀地方最低賃金審議会
佐賀県陶磁器・同関連製品製造業
最低賃金専門部会
部会長 安徳 弥生

佐賀県陶磁器・同関連製品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年9月5日、佐賀地方最低賃金審議会において付託された佐賀県陶磁器・同関連製品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議した結果、別紙のとおりとすることが適当と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備等を図るため下記のとおり要望する。

また、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

1 価格転嫁がしやすい環境整備の推進

原材料価格の高騰や人件費の負担増に対して価格転嫁しやすい環境整備対策の一層の推進を図り、賃上げの原資確保に向けた取組を強力に実施すること。

2 最低賃金額以上の支払が厳しい企業に対する支援強化

業務改善助成金等の国及び県の助成金制度についてはその活用について広く周知に取り組むとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がさらに活用しやすい制度となるよう改善に取り組むこと。

また、生産性向上に実効のあるさらなる支援の強化を実施すること。

区分	氏名	現職
公益代表	安徳 弥生	西九州大学健康福祉学部社会福祉学科 学科長教授
	早川 智津子	国立大学法人佐賀大学 経済学部 教授
	松本 さぎり	松本公認会計士事務所 公認会計士・税理士

労働者代表	栞原 哲也	セラミックス産業労働組合連合会 西九州地方本部会計監査
	松尾 和寿	日本労働組合総連合会佐賀県連合会 事務局長
	山口 幸一	セラミックス産業労働組合連合会 西九州地方本部書記長
使用者代表	有富 和美	有田商工会議所 専務理事
	八谷 浩司	佐賀商工会議所 理事・事務局長
	森 知巳	株式会社香蘭社 総務部シニアアドバイザー

(五十音順)

佐賀県陶磁器・同関連製品造業最低賃金

1 適用する地域

佐賀県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で陶磁器・同関連製品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じて主要な経済活動が陶磁器・同関連製品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 957円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

一般機械器具製造業関係最低賃金決定状況一覧

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
改正の諮問	27.8.26	28.8.24	29.8.28	30.8.24	元.8.26	2.8.24	3.8.26	4.8.24	5.9.5	6.9.5
審議会の開催日	27.8.26	28.8.24	29.8.28	30.8.24	元.8.26 元.10.31	2.8.24	3.8.26 3.11.1	4.8.24	5.9.5	6.9.5
専門部会の開催日	27.10.7	28.10.7	29.10.16	30.10.10	元.9.30	2.10.6	3.10.7	4.10.14	5.10.5	6.10.4
	27.10.13	28.10.11	29.10.24	30.10.15	元.10.15	2.10.9	3.10.18	4.10.20	5.10.10	6.10.7
	27.10.14	28.10.25	29.10.27	30.10.23	元.10.18	2.10.16	3.10.20	4.10.25	5.10.12	6.10.17
	27.10.26	28.11.9	29.11.2	30.10.25	元.10.23	2.10.21	3.10.25	4.10.31	5.10.19	6.10.22
				30.10.29	元.10.28				5.10.23	
答申日	27.10.26	28.11.9	29.11.2	30.10.29	元.10.31	2.10.21	3.11.1	4.10.31	5.10.30	6.10.22
採決状況										
発効日	27.12.25	29.1.7	30.1.3	30.12.28	元.12.29	2.12.19	3.12.31	4.12.30	5.12.29	6.12.20
最低賃金額	時間額(円)	795	810	827	847	867	870	929	974	1,010
	引上額(円)	13	15	17	20	20	3	33	45	36
	引上げ率(%)	1.66	1.89	1.89	2.42	2.36	0.35	3.68	4.84	3.70
	地賃額(円)	694	715	737	762	790	792	853	900	956
	地賃比(%)	114.6	113.3	112.2	111.2	109.8	109.9	108.9	108.2	105.6
	影響率(%)	4.6	5.9	4.7	5.7	6.3	3.0	5.9	6.6	5.5
	未満率(%)	3.4	3.5	3.2	2.3	3.1	2.9	3.8	3.3	2.8

全会一致 使側反対 労側反対

電気機械器具製造業関係最低賃金決定状況一覧

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
改正の諮問	27.8.26	28.8.24	29.8.28	30.8.24	元.8.26	2.8.24	3.8.26	4.8.24	5.9.5	6.9.5
審議会の開催日	27.8.26	28.8.24	29.8.28	30.8.24	元.8.26	2.8.24	3.8.26	4.8.24	5.9.5	6.9.5
専門部会の開催日	27.10.8	28.10.19	29.10.11	30.10.11	元.9.30	2.10.2	3.10.11	4.10.13	5.10.16	6.10.8
	27.10.20	28.10.26	29.10.18	30.10.18	元.10.2	2.10.9	3.10.19	4.10.19	5.10.20	6.10.16
	27.10.23	28.10.28	29.10.24	30.10.23	元.10.21	2.10.16		4.10.25	5.10.25	6.10.18
		28.11.1		30.10.25	元.10.24					
答申日	27.10.23	28.11.1	29.10.24	30.10.25	元.10.24	2.10.16	3.10.19	4.10.25	5.10.30	6.10.18
採決状況										
発効日	27.12.24	28.12.31	29.12.22	30.12.26	元.12.22	2.12.17	3.12.18	4.12.24	5.12.29	6.12.19
最低賃金額	時間額(円)	760	774	795	816	836	839	900	943	996
	引上げ額(円)	14	14	21	21	20	3	33	43	53
		率(%)	1.88	1.84	2.71	2.64	2.45	0.36	3.81	4.78
	地賃額(円)	694	715	737	762	790	792	853	900	956
	地賃比(%)	109.5	108.3	107.9	107.1	105.8	105.9	105.5	104.8	104.2
	影響率(%)	8.7	7.9	6.5	8.8	10.8	3.1	10.0	11.7	13.0
未満率(%)	4.9	2.0	2.7	4.6	1.9	2.0	6.1	7.8	2.8	6.9

全会一致 使側反対 労側反対

陶磁器・同関連製品製造業最低賃金決定状況一覧

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
改正の諮問	27.8.26	28.8.24	29.8.28	30.8.24	元.8.26	2.8.24	3.8.26	4.8.24	5.9.5	6.9.5	
審議会の開催日	27.8.26	28.8.24	29.8.28	30.8.24	元.8.26	2.8.24	3.8.26	4.8.24	5.9.5	6.9.5	
専門部会の開催日	27.10.22 27.10.27	28.10.18 28.10.31	29.10.4	30.10.10	元.10.7	2.10.2	3.10.8	4.10.17	5.10.10	6.10.11 6.10.23	
答申日	27.10.27	28.10.31	29.10.4	30.10.10	元.10.7	2.10.2	3.10.8	4.10.17	5.10.10	6.10.23	
採決状況											
発効日	27.12.26	28.12.30	29.12.2	30.12.8	元.12.7	2.12.2	3.12.9	4.12.16	5.12.9	6.12.21	
最低賃金額	時間額(円)	695	738	763	791	793	822	854	901	957	
	引上げ額(円)	16	21	22	25	28	29	32	47	56	
	引上げ率(%)	2.36	3.02	3.07	3.39	3.67	0.25	3.66	5.50	6.22	
	地賃額(円)	694	715	737	762	790	792	821	853	900	
	地賃比(%)	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1
	影響率(%)	12.5	19.7	11.2	12.7	12.5	8.4	21.8	14.2	19.6	29.6
未満率(%)	2.5	3.7	0.3	1.8	2.6	2.4	2.5	0.5	2.2	4.1	

全会一致 使側反対 労側反対

全国特定最低賃金決定状況一覧(一般機械器具)

	都道府 県名	ランク	5年度					6年度					備考
			時間額	引上額	引上率	地賃額比	地域	時間額	引上額	引上率	地賃額比	地域	
1	大阪	A	1,070	42	4.09	100.6	1,064	1,127	57	5.33	101.2	1,114	金属製品、輸送 用機器を含む
2	千葉		-	-	-	-	1,026	-	-	-	-	1,076	
3	東京		-	-	-	-	1,113	-	-	-	-	1,163	
4	神奈 川		-	-	-	-	1,112	-	-	-	-	1,162	
5	愛知		-	-	-	-	1,027	-	-	-	-	1,077	
6	香川	B	1,040	40	4.00	113.3	918	1,092	52	5.00	112.6	970	
7	兵庫		1,035	42	4.23	103.4	1,001	1,087	52	5.02	103.3	1,052	
8	静岡		1,028	33	3.32	104.5	984	1,073	45	4.38	103.8	1,034	
9	広島		1,020	36	3.66	105.2	970	1,070	50	4.90	104.9	1,020	
10	徳島		1,020	43	4.40	113.8	896	1,070	50	4.90	109.2	980	
12	島根		1,010	47	4.88	111.7	904	1,068	58	5.74	111.0	962	
11	滋賀		1,013	35	3.58	104.8	967	1,060	47	4.64	104.2	1,017	
14	群馬		1,006	41	4.25	107.6	935	1,056	50	4.97	107.2	985	
13	栃木		1,007	37	3.81	105.6	954	1,055	48	4.77	105.1	1,004	
15	茨城 ^{注1}		1,005	41	4.25	105.5	953	1,055	50	4.98	105.0	1,005	
16	岡山		1,005	33	3.40	107.8	932	1,054	49	4.88	107.3	982	
18	愛媛		997	34	3.53	111.1	897	1,049	52	5.22	109.7	956	
20	長野		994	38	3.97	104.9	948	1,043	49	4.93	104.5	998	輸送用機器 を含む
17	石川		1,000	29	2.99	107.2	933	1,040	40	4.00	105.7	984	金属製品、電気 機器を含む
19	富山		995	35	3.65	105.0	948	1,035	40	4.02	103.7	998	
21	福井		933	18	1.97	100.2	931	-	-	-	-	984	
22	三重		-	-	-	-	973	-	-	-	-	1,023	
23	京都		-	-	-	-	1,008	-	-	-	-	1,058	
24	奈良		-	-	-	-	936	-	-	-	-	986	
26	山形		C	961	42	4.57	106.8	900	1,012	51	5.31	106.0	955
25	佐賀	974		45	4.84	108.2	900	1,010	36	3.70	105.6	956	
27	長崎	-		-	-	-	898	-	-	-	-	953	

注1 建設機械・鋸山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業（毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）を除く。）、包装・荷造機械製造業及びロボット製造業を除く。

全国特定最低賃金決定状況一覧(電気機械器具)

	都道府県名	ランク	5年度					6年度					備考
			時間額	引上額	引上率	地賃額比	地域	時間額	引上額	引上率	地賃額比	地域	
1	大阪	A	1,068	74	7.44	100.4	1,064	1,127	59	5.52	101.2	1,114	
2	埼玉		1,055	42	4.15	102.6	1,028	1,105	50	4.74	102.5	1,078	
3	千葉		1,055	42	4.15	102.8	1,026	1,105	50	4.74	102.7	1,076	
4	東京		-	-	-	-	1,113	-	-	-	-	1,163	精密機器を含む
5	神奈川		-	-	-	-	1,112	-	-	-	-	1,162	
6	愛知		-	-	-	-	1,027	-	-	-	-	1,077	
7	京都	B	1,025	39	3.96	101.7	1,008	1,074	49	4.78	101.5	1,058	
8	福岡		1,019	42	4.30	108.3	941	1,071	52	5.10	108.0	992	
9	栃木		1,008	37	3.81	105.7	954	1,056	48	4.76	105.2	1,004	
10	群馬		1,006	41	4.25	107.6	935	1,056	50	4.97	107.2	985	
11	兵庫		1,002	41	4.27	100.1	1,001	1,053	51	5.09	100.1	1,052	
12	茨城		1,002	41	4.27	105.1	953	1,052	50	4.99	104.7	1,005	精密機器を含む
13	滋賀		1,003	38	3.94	103.7	967	1,050	47	4.69	103.2	1,017	精密機器を含む
14	北海道		997	42	4.40	103.9	960	1,049	52	5.22	103.9	1,010	
15	山梨		997	38	3.96	106.3	938	1,047	50	5.02	106.0	988	
16	広島		995	42	4.41	102.6	970	1,045	50	5.03	102.5	1,020	
17	静岡		997	33	3.42	101.3	984	1,042	45	4.51	100.8	1,034	
18	愛媛		987	40	4.22	110.0	897	1,038	51	5.17	108.6	956	
19	徳島		983	41	4.35	109.7	896	1,038	55	5.60	105.9	980	
20	山口		986	38	4.01	106.3	928	1,032	46	4.67	105.4	979	
21	長野		983	38	4.02	103.7	948	1,032	49	4.98	103.4	998	精密機器を含む
22	三重		987	35	3.68	101.4	973	1,031	44	4.46	100.8	1,023	
23	香川		982	40	4.25	107.0	918	1,030	48	4.89	106.2	970	
24	岡山		974	42	4.51	104.5	932	1,025	51	5.24	104.4	982	
25	宮城		959	40	4.35	103.9	923	1,012	53	5.53	104.0	973	
26	石川		963	40	4.33	103.2	933	1,008	45	4.67	102.4	984	
27	新潟		1,005	40	4.15	107.9	931	-	-	-	-	985	
28	富山		951	41	4.51	100.3	948	1,002	51	5.36	100.4	998	
29	島根		929	47	5.33	102.8	904	987	58	6.24	102.6	962	
30	岐阜		965	36	3.88	101.6	950	-	-	-	-	1,001	
31	福井		-	-	-	-	931	-	-	-	-	984	
32	奈良		-	-	-	-	936	-	-	-	-	986	
33	福島		-	-	-	-	900	-	-	-	-	955	
34	山形	C	945	42	4.65	105.0	900	996	51	5.40	104.3	955	
35	佐賀		943	43	4.78	104.8	900	996	53	5.62	104.2	956	
36	大分		941	45	5.02	104.7	899	996	55	5.84	104.4	954	
37	熊本		940	44	4.91	104.7	898	996	56	5.96	104.6	952	
38	岩手		917	40	4.56	102.7	893	975	58	6.32	102.4	952	
39	青森		927	39	4.39	103.2	898	968	41	4.42	101.6	953	
40	鳥取		906	47	5.47	100.7	900	963	57	6.29	100.6	957	
41	秋田		930	39	4.38	103.7	897	958	28	3.01	100.7	951	
42	高知		-	-	-	-	897	-	-	-	-	952	
43	長崎		-	-	-	-	898	-	-	-	-	953	
44	宮崎		-	-	-	-	897	-	-	-	-	952	
45	鹿児島		-	-	-	-	897	-	-	-	-	953	

全国特定最低賃金決定状況一覧(窯業・土石製品製造業関係)

	都道府県名	ランク	5年度					6年度				
			時間額	引上額	引上率	地賃額比	地域	時間額	引上額	引上率	地賃額比	地域
1	三重	B	-	-	-	-	973	-	-	-	-	1,023
2	滋賀		1,000	33	3.41	103.4	967	1,046	46	4.60	102.9	1,017
3	岡山		980	26	2.73	105.2	932	1,026	46	4.69	104.5	982
4	佐賀	C	901	47	5.50	100.1	900	957	56	6.22	100.1	956

最低賃金審議状況(平成27年～令和6年)

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
県	694	715	737	762	790	792	821	853	900	956
	2.36	3.03	3.08	3.39	3.67	0.25	3.66	3.90	5.51	6.22
	10.4	10.2	10.6	10.4	10.4	10.2	10.6	10.2	10.14	10.17
一般機械	795	810	827	847	867	870	896	929	974	1010
	1.15	1.13	1.12	1.11	1.10	1.10	1.09	1.09	1.08	1.06
	12.25	29.1.7	30.1.3	12.28	12.29	12.19	12.31	12.30	12.29	12.20
電気機械	760	774	795	816	836	839	867	900	943	996
	1.10	1.08	1.08	1.07	1.06	1.06	1.06	1.06	1.05	1.04
	12.24	12.31	12.22	12.26	12.22	12.17	12.18	12.24	12.29	12.19
陶磁器	695	716	738	763	791	793	822	854	901	957
	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	12.26	12.30	12.2	12.7	12.5	12.2	12.9	12.16	12.9	12.21

(注) は全会一致 は使側反対 は労側反対

時間額	引上額
対県	引上率
比率	
発効日	
審議結果	

佐賀県地域別最低賃金決定状況一覧

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
改正諮問	27. 7. 2	28. 7. 7	29. 7. 10	30. 7. 2	元. 7. 5	2. 7. 2	3. 7. 2	4. 7. 6	5. 7. 11	6. 7. 11
審議会開催日	27. 7. 2	28. 7. 7	29. 7. 10	30. 7. 2	元. 7. 5	2. 7. 2	3. 7. 2	4. 7. 6	5. 7. 11	6. 7. 11
	7. 31	7. 29	7. 19	7. 27	8. 1	7. 27	7. 21	7. 29	8. 1	7. 31
	8. 10	8. 8	7. 31	8. 8	8. 8	8. 6	8. 10	8. 8	8. 18	8. 20
専門部会開催日	8. 26	8. 24	8. 9	8. 24	8. 26	8. 24	8. 26	8. 24	9. 5	9. 5
	27. 7. 24	28. 7. 22	29. 7. 24	30. 7. 19	元. 7. 23	2. 7. 21	3. 7. 21	4. 8. 3	5. 8. 2	6. 8. 1
	7. 31	7. 29	7. 31	7. 27	7. 31	7. 27	7. 28	8. 5	8. 4	8. 5
答申日	8. 2	8. 3	8. 2	7. 31	8. 1	7. 29	8. 4	8. 8	8. 7	8. 7
	8. 5	8. 8	8. 7	8. 2	8. 2	7. 31	8. 6	8. 8	8. 8	8. 9
	8. 7		8. 9	8. 6	8. 5	8. 6	8. 10	8. 18	8. 18	8. 20
8. 10			8. 8							
答申日	27. 8. 10	28. 8. 8	29. 8. 9	30. 8. 8	元. 8. 8	2. 8. 6	3. 8. 10	4. 8. 8	5. 8. 18	6. 8. 20
採決状況										
発効日	27. 10. 4	28. 10. 2	29. 10. 6	30. 10. 4	元. 10. 4	2. 10. 2	3. 10. 6	4. 10. 2	5. 10. 14	6. 10. 17
最低賃金額	時間額(円)	694	715	737	762	790	792	853	900	956
	引額(円)	16	21	22	25	28	2	32	47	56
	上げ率(%)	2.36	3.03	3.08	3.39	3.67	0.25	3.9	5.5	6.2
	影響率(%)	5.6	7.7	12.1	11.2	8.1	7.0	18.2	19.3	24.6
未満率(%)	1.1	1.2	2.3	2.8	1.4	1.6	1.0	1.7	2.2	1.1

(注) は全会一致 は使側反対 は労側反対

全国地域別最低賃金決定状況一覧

	6年度	ランク	目安	5年度	4年度	引上額	引上率	目安比較	発効日
東京	1,163	A	50	1,113	1,072	50	4.49	0	10/1
神奈川	1,162			1,112	1,071	50	4.50	0	10/1
大阪	1114			1064	1023	50	4.70	0	10/1
埼玉	1078			1028	987	50	4.86	0	10/1
愛知	1077			1027	986	50	4.87	0	10/1
千葉	1076			1026	984	50	4.87	0	10/1
京都	1058	B	50	1008	968	50	4.96	0	10/1
兵庫	1052			1001	960	51	5.09	1	10/1
静岡	1034			984	944	50	5.08	0	10/1
三重	1023			973	933	50	5.14	0	10/1
広島	1020			970	930	50	5.15	0	10/1
滋賀	1017			967	927	50	5.17	0	10/1
北海道	1010			960	920	50	5.21	0	10/1
栃木	1004			954	913	50	5.24	0	10/1
茨城	1005			953	911	52	5.46	2	10/1
岐阜	1001			950	910	51	5.37	1	10/1
富山	998			948	908	50	5.27	0	10/1
長野	998			948	908	50	5.27	0	10/1
福岡	992			941	900	51	5.42	1	10/5
山梨	988			938	898	50	5.33	0	10/1
奈良	986			936	896	50	5.34	0	10/1
新潟	985			931	890	54	5.80	4	10/1
群馬	985			935	895	50	5.35	0	10/4
石川	984			933	891	51	5.47	1	10/5
福井	984			931	888	53	5.69	3	10/5
岡山	982			932	892	50	5.36	0	10/2
和歌山	980			929	889	51	5.49	1	10/1
徳島	980			896	855	84	9.38	34	11/1
山口	979			928	888	51	5.50	1	10/1
宮城	973			923	883	50	5.42	0	10/1
香川	970			918	878	52	5.66	2	10/2
島根	962			904	857	58	6.42	8	10/12
愛媛	956			897	853	59	6.58	9	10/13
福島	955	900	858	55	6.11	5	10/5		
鳥取	957	900	854	57	6.33	7	10/5		
佐賀	956	900	853	56	6.22	6	10/17		
山形	955	900	854	55	6.11	5	10/19		
大分	954	899	854	55	6.12	5	10/5		
青森	953	898	853	55	6.12	5	10/5		
長崎	953	898	853	55	6.12	5	10/12		
鹿児島	953	897	853	56	6.24	6	10/5		
岩手	952	893	854	59	6.61	9	10/27		
高知	952	897	853	55	6.13	5	10/9		
熊本	952	898	853	54	6.01	4	10/5		
宮崎	952	897	853	55	6.13	5	10/5		
沖縄	952	896	853	56	6.25	6	10/9		
秋田	951	897	853	54	6.02	4	10/1		

2025年1月24日

佐賀労働局長 城 寿克 様

UAゼンセン佐賀県支部
支 部 長 近藤 三千代

電機連合電機佐賀地域協議会
議 長 古賀 敬宏

セラミックス産業労働組合連合会西九州地方本部
執行委員長 宮城 忠範

2025年特定（産業別）最低賃金の改正の意向表明について

佐賀県における現行の特定（産業別）最低賃金3業種について、下記の通り賃金改定の意向表明を行います。

金額改定を申し出る主たる理由は、産業別の一般労働者賃金と最低賃金格差が大きいこと、2025春季生活闘争で一般労働者の賃上げ要求書が提出され、賃金改善が行われる状況にあることです。

記

1. 佐賀県一般機械器具製造業関係最低賃金
申出者 UAゼンセン佐賀県支部
支 部 長 近藤 三千代
2. 佐賀県電気機械器具製造業関係最低賃金
申出者 電機連合電機佐賀地域協議会
議 長 古賀 敬宏
3. 佐賀県陶磁器・同関連製品製造業
申出者 セラミックス産業労働組合連合会西九州地方本部
執行委員長 宮城 忠範



以 上

2025年特定（産業別）最低賃金の改正の意向表明者連絡先

1. 佐賀県一般機械器具製造業関係最低賃金

申出者事務局

〒840-0804 佐賀市神野東4丁目7番3号

連合佐賀

担当者 東島 美香（副事務局長）

電話 0952-33-3705 FAX0952-33-2805

2. 佐賀県電気機械器具製造業関係最低賃金

申出者事務局

〒840-0804 佐賀市神野東4丁目7番3号

連合佐賀

担当者 矢ヶ部 教馬（副事務局長）

電話 0952-33-3705 FAX0952-33-2805

3. 佐賀県陶磁器・同関連製品製造業

申出者事務局

〒844-0018 西松浦郡有田町本町丙 1137

セラミックス産業労働組合連合会西九州地方本部

担当者 宮城 忠範（委員長）

電話 0955-42-2448 FAX0955-42-2792

令和6年度最低賃金周知広報状況

(佐賀) 局

1 広報活動実績（入力欄）

広報誌による広報	広報誌への広報依頼結果			HPへの広報依頼結果			広報誌又はHPに掲載がなされたもの掲載（件）
	依頼（件）	掲載（件）	掲載（件）	依頼（件）	掲載（件）	掲載（件）	
(都道府県) 地域別最低賃金	1	1		1	1	1	
(都道府県) 特定最低賃金	1	1		1	1	1	
(都道府県) 業務改善助成金	1	0		1	1	1	
(市区町村) 地域別最低賃金	20	10		20	20	20	
(市区町村) 特定最低賃金	20	3		20	14	14	
(市区町村) 業務改善助成金	20	3		20	7	7	
労働基準協会等							
地域別最低賃金	4	4					
特定最低賃金	4	2					
業務改善助成金	4	2					
労働団体							
地域別最低賃金	6	2					
特定最低賃金	6	1					
使用者団体							
地域別最低賃金	139	6					
特定最低賃金	139	4					
業務改善助成金	139	1					
教育機関等							
地域別最低賃金	14	0					
特定最低賃金	14	0					
その他							
地域別最低賃金	356	6					
特定最低賃金	356	2					
業務改善助成金	356	2					
新聞、テレビ、ラジオによる広報	依頼の有無	掲載の有無	掲載の有無				
新聞（全国紙）	無		無				
新聞（地方紙）	無		無				
テレビ	有		有				
ラジオ	無		無				

都道府県及び市区町村は、当該団体を1単位で計上している。

求人情報誌による広報		依頼(件)	掲載(件)		
		8	2		
ポスター等による広報(本省作成分)		ポスター配付先数	ポスター配付枚数		
国の行政機関	34	46			
地方公共団体	55	195			
労働基準協会等	4	12			
使用者団体又は労働団体	145	174			
派遣元事業主	0	0			
教育機関等(専修学校・高校)	6	6			
教育機関等(高専・大学)	8	9			
教育機関等(上記以外)	0	0			
民営職業紹介所	8	8			
減額特例許可事業場	0	0			
過去5年間の最賃重点監督における違反事業場	0	0			
その他	356	374			
ポスター等による広報(独自作成分)	作成の有無	主体			
ポスター	無	-			
リーフレット	有	局			
その他	有	局			
労働局HPによる広報	有無				
トップ画面への掲載	有				
本省HP及び特設サイトとのリンク	有				
集団指導(局・署)による広報	回数等				
回数	14				
参加人数	627				
事業場数	483				
		最低賃金改定リーフレット等配付先数	最低賃金リーフレット等配付数	業務改善助成金リーフレット配付先数	業務改善助成金リーフレット配布数
		34	3011	34	34
		55	1226	55	55
		4	410	4	4
		145	2546	145	145
		0	160	160	160
		6	60	6	6
		8	80	8	8
		0	0	0	0
		8	16	8	8
		0	46	46	46
		0	71	71	71
		702	4210	702	702

令和6年度 業務改善助成金交付決定実績

令和7年2月末現在

(1) 業務改善助成金決定状況

年度	交付決定件数	交付金額
平成27年度	9件	8,483,000 円
平成28年度	18件	17,433,000 円
平成29年度	14件	20,363,000 円
平成30年度	17件	11,510,000 円
平成31年度	12件	7,414,000 円
令和2年度	17件	14,493,000 円
令和3年度	38件	35,923,000 円
令和4年度	32件	27,144,000 円
令和5年度	213件	269,500,000 円
令和6年度	209件	283,210,000 円

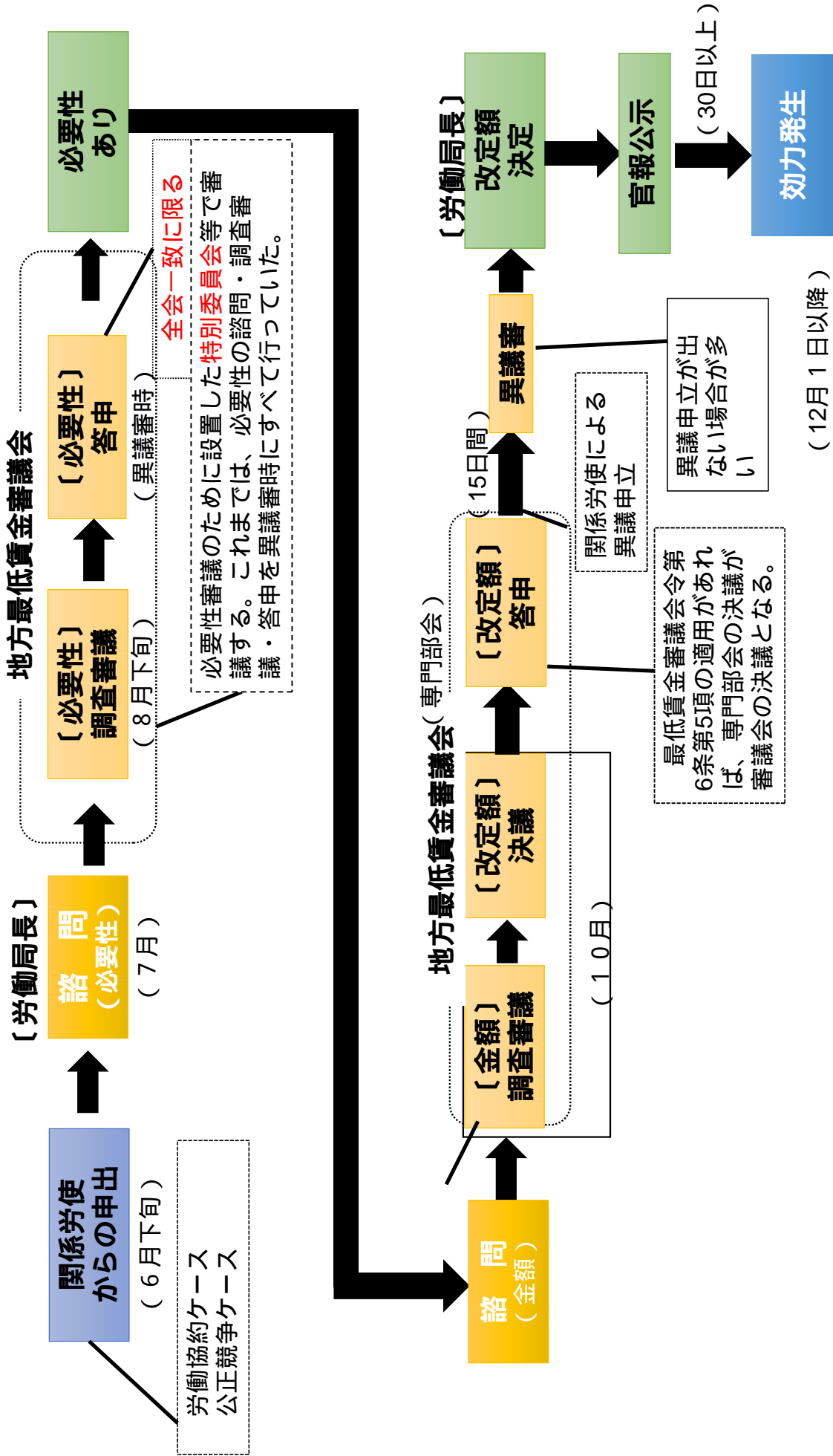
(2) 令和6年度 業務改善助成金交付決定状況(産業分類)

産業分類		事業所数	産業分類		事業所数
M	宿泊業・飲食サービス業	56	A	農業・林業	10
E	製造業	25	O	教育・学習支援業	1
P	医療・福祉	34	B	漁業	1
I	卸売業・小売業	26	D	建設業	17
N	生活関連サービス業・娯楽業	13	R	サービス業・他に分類されないもの	14
L	学術研究・専門・技術サービス業	2	K	不動産業・物品賃貸業	2
H	運輸業・郵便業	5	T	分類不能の産業	2
Q	複合サービス業	1	計		209

(3) 令和6年度 業務改善助成金交付決定状況(業務効率化事業の種類)

事業内容	事業所数	労働能率の増進に資する設備・器具等
システム・ソフトウェア	25	CGLinkシステム、給料計算・年休管理システム、新防犯カメラシステム・デジタル端末・iPad及び無線バーコードリーダー、WEB会議システム、温泉温度管理システム、POSシステムおよびフライヤー用濾過機、POSシステム、作業計測システム、CADシステム、POSレジシステム、スマホオーダーシステム、図面管理システム、POSレジシステム、Airレジシステム、セルフオーダーシステム、ITツール、セルフオーダーシステム、管理システムの内製化に向けた人材教育訓練、受発注システム、K7エバリュエーションシステム EXBlack
車両	31	貨物自動車、3tダンプ、貨物車(ハイエース)、軽貨物車、2tトラック貨物冷蔵車、軽バン、福祉車両普通車、出荷用車両、車(トヨタタウンエース)、移動販売車、貨物自動車、ユニック付き4tトラック、油圧ショベル、ダブルビクトトラック、ミニバックホー、高性能コベルコミニショベル、作業運搬車両と原付自転車、小型重機、ハウス内運搬車、リフト付送迎車両、フォークリフト、作業車、小型中古車両
機器	144	洗浄機、ラベルプリンター、塩水攪拌機、ドラム式洗濯・乾燥機、機械式カブラ、脱毛機NEQST、手動クレーン、専用門型架台、エアフロープロフィラキスマスター、集塵機・天秤台、刻印機、全自動洗濯機、乾燥機、美顔器、立体自動包装機、冷凍庫、冷却効率の良い冷蔵庫、オゾン発生器、掃除機、布団乾燥機、圧力鋳込み、真空包装機、冷凍ストッカー、ラベルプリンタ、エアバックナー、フィルム掛け機、ラジコン式草刈機、手打ち麺ネリ機、うどん生成熟成庫、電子鳩目穴かがりミシン、門型リフト、真空反転自動鋳造機、パン製造機、急速冷凍機、乾燥機、パネルソー、酸素ガス炉自動焼成装置、marbb3ダブル仕様、リフト入浴、自動食洗器、自動珈琲マシン・コードレス掃除機・冷蔵ショーケース・保冷ショーケース・テーブル等の家具増設、ちりめん乾燥機用熱交換器および送風機、カーボンクリーニングマシン、除湿機、ハイロテーブル、骨密度測定装置、体成分分析器、真空包装機・エレキング・冷凍ショーケース・中華レンジ・業務用冷凍庫・ガスコンロ台・ロータリークッカー・多機能分子調理器、包装豆腐用充填機、寒冷紗・自動灌水機器設備一式・除草シート、味噌用ミンチ機械モーター器具、ナースカート、全自動身長体重測定機、全自動掃除機、衣類乾燥機及びタイムレコーダー、介護用ベッド、蒸気ヒーター式接着機、ホテルパンとフードパントリー、ミートミンサー、フードミキサー、ラジオ波ラジオスティム機器、ワイヤレスイヤホンマイク、ソフトサーバー及び業務用コーヒーマシン、ターボミックス、6枚扉冷凍庫、乾麺用の自動化設備、容器洗浄機とホイップマシン、脱毛器、ハマチヌメリ血合い取り洗浄機、コールドマット・徘徊コール・コーヒーマシンとオープンレンジ、IJPコンベア、インクジェットプリンター、エフクリーニングシート、ミートチョッパー、ヘルメスS、介護用機械浴、サイバーハロー(トラクター用アタッチメント)、ポータブルタイヤリフト、キュウリ用形状自動選果機、電磁式リフティングマグネット、高圧洗浄機、プラストチラー、表層散播機、製品保管用のPケース、樽用ラック、全自動高圧蒸気滅菌器、自動量り、酸度測定器、糖度計、作業台及び流し台、ポンプ機械、低床タンク、自動味噌詰り機、ダイレクトジャガード(データ式機織り機)、回転式蒸気窯、門型スカイマックス、コンプレッサー、エアホース、パイプロコンパクター、自動飯盛り器、スープジャー、お掃除ロボットレンバ、スポット溶接機、リフト付きシャワーキャリア、券売機、ナノバブル発生装置、配膳ロボット、IMOP、トランシーバー、ご飯つぎ器、ipod、
その他	9	受注機能付きホームページの開設、エッセンスオイル&天然蒸留水の増量に向けた設備の導入、選別部屋の工事、スクリーン壁及び手すり設置工事、内装工事の実施、クリーンルームの導入、プレハブ型物置庫の導入、物置庫前の敷地の舗装、隣接する空き店舗の活用
計	209	

特定最低賃金の決定・改正までのプロセス



佐賀地方最低賃金審議会特別委員会運営規程（案）

〔規程の目的〕

第1条 この規定は、佐賀地方最低賃金審議会の議決により設置された、佐賀地方最低賃金審議会特別委員会（以下「特別委員会」という。）の議事に関し必要な事項を定めるものである。

〔審議事項〕

第2条 特別委員会では、会長から付託された事項並びに並びに地域別最低賃金・特定最低賃金の審議方法等について細目にわたる審議を行うものとする。

〔組織〕

第3条 特別委員会の委員は9人とし、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員を各3人とする。

- 2 特別委員会には委員長及び副委員長を置く。
委員長及び副委員長は公益を代表する委員のうちから選任する。
- 3 委員長は特別委員会を統括する。
- 4 委員長が出席できない場合は、副委員長が委員長の職務を代行する。
- 5 労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員は、佐賀地方最低賃金審議会各側委員の推薦により選任する。
- 6 特別委員会は、委員長が必要であると認める場合は、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

〔会議の招集〕

第4条 特別委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要と認めたとときのほか、審議会会長（以下「会長という」）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、委員長が招集する。

- 2 前項により会長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、委員長に通知しなければならない。
- 3 委員長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに会長に通知するものとする。
- 4 会議は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各側委員1人以上を含む過半数の委員が出席しなければ開催できない。

〔委員の欠席〕

第5条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を委員長に通知しなければならない。

〔会議の議事〕

第6条 委員長は会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときには、委員長に許可を受けるものとする。

〔会議の公開〕

第7条 会議は、原則として公開とする。

ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、会議を非公開とすることができる。

〔議事録及び議事要旨〕

第8条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成し、議事録には、委員長及び委員長の指名した委員2名が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

〔報告〕

第9条 委員長は、会議の審議結果について、審議会会長に報告するものとする。

〔雑則〕

第10条 この規程に定めるもののほか、特別委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

〔規程の改廃〕

第11条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

〔附 則〕 この規程は、令和7年3月 日より施行する。